

日野町議会基本条例（解説付き）

平成23年3月16日 条例第2号

目次

前文

- 第1章 総則（第1条―第4条）
- 第2章 町民と議会の関係（第5条）
- 第3章 町長と議会の関係（第6条―第9条）
- 第4章 討議の拡大（第10条）
- 第5章 委員会の活動（第11条）
- 第6章 議会および議会事務局の体制整備（第12条―第16条）
- 第7章 議員の政治倫理、身分および待遇（第17条・第18条）
- 第8章 最高規範性と見直し手続き（第19条―第21条）

付則

地方議会は、二元代表制のもと、地方公共団体の事務執行の監視機能および立法機能を十分発揮しながら、日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現を目指すものである。

日野町議会（以下「議会」という。）は、日野町民（以下「町民」という。）に選ばれた議員（以下「議員」という。）により構成されており、地方分権の時代にあつて町民の代表機関として、地域における民主主義の発展と町民の福祉向上のために、果たす役割は益々重く大きくなっている。

町民が求める住みよい町をつくるために、「議会は何をすべきか、どうあるべきか。」を確認し、議会および議員がその使命を果たすために、必要な事項をこの条例に定め、町民の期待に応えられる議会を確立する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、町政の情報公開と町民参加を原則とした、地方分権時代にふさわしい町民に身近な議会ならびに議員の活動の活性化、充実および資質の向上のために必要な議会運営の基本事項を定めることにより、町民の福祉向上と安心して生活できる豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

説 明

この条例は、町民の福祉向上と安心して生活できる豊かなまちづくりに寄与することを目的とし、町民に信頼される開かれた議会の役割を果たすために、必要な議会運営の基本的事項を定めています。

(議会の活動原則)

第2条 議会は、町民を代表する議決機関であることを常に自覚し、公正性、透明性および信頼性を重視して、適正な町政運営が行なわれているかを監視し、町民の視点に立って評価する。

- 2 議会は、町民の多様な意見を的確に把握し、町政に反映させるため、必要な政策提言等に努める。
- 3 議会は、町民にわかりやすい議会運営を行なうため、この条例に規定するもののほか、議会運営の基本となる日野町議会会議規則（昭和42年日野町議会規則第1号）、日野町議会委員会条例（昭和44年日野町条例第20号）および議会内での申し合わせ事項を継続的に見直す。
- 4 議会は、町民の傍聴の意欲を高めるような議会運営に努める。

説 明

- 1 議会は、町民の代表機関であることを自覚し、執行機関が行う町政運営をチェックし、町民の視点に立って評価することを定めています。
- 2 議会は、町民の多様な意見を把握して、政策提言に努めることを定めています。
- 3 町民にわかりやすい議会運営のために、会議規則等を継続的に見直すことを定めています。
- 4 町民の傍聴意欲を高めるような議会運営に努めることを定めています。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、議会が言論の府であり合議制機関であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議を尊重しなければならない。

- 2 議員は、町政全般についての課題や町民の意見および要望等を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研鑽に努め、町民の代表としてふさわしい活動を行ななければならない。
- 3 議員は、議会の構成員として、町民の福祉向上をめざして活動を行ななければならない。

説 明

- 1 多様な町民の意思を反映し、政策水準を高めるために、議員間における自由な討議が、議会制度の重要な要素であることを定めています。
- 2 議員が、町政全般の課題と町民の意見等を把握し、自ら資質の向上に努め、町民の代表としてふさわしい活動を行うことを定めています。
- 3 議員は、議会を構成する一員として町民全体のために活動することを定めています。

(通年議会)

第3条の2 議会は、前2条に掲げる活動原則を達成するため、議会の会期を通年とする。

2 通年議会を実施するために必要な事項は、別に定める。

一部改正〔令和7年条例22号〕

説 明

- 1 議会の更なる機能強化および町民への説明責任の一層の充実を図り、議会が主体的かつ機動的な活動を展開するため、定例会の回数を年1回とし、その会期を通年とすることを定めています。

(会派)

第4条 議員は、議会活動を行なうため、会派を結成することができる。

2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。

3 会派は、政策立案、政策決定および政策提言等に関し、必要に応じて会派間で調整を行ない、合意形成に努める。

説 明

- 1 合議機関である議会において、議員は議員集団として活動ができることを定めています。
- 2 会派は、政策を中心とした同一理念を持つ議員により構成し、活動することを定めています。
- 3 会派間での合意形成に努めることを定めています。

第2章 町民と議会の関係

(町民参加および町民との連携)

第5条 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

2 議会は、本会議のほか、すべての会議を原則として公開する。

3 議会は、本会議ならびに常任委員会、議会運営委員会および特別委員会（以下「委員会」という。）の運営に当たっては、参考人制度および公聴会制度を活用し、町民の専門的または政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努める。

4 議会は、請願および陳情を町民による政策提案と位置づけるとともに、その審議においては、必要に応じてこれらの提案者の意見を聴く機会を設けることができる。

5 議会は、町民との意見交換の場を設けるように努め、議員の政策立案能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図る。

一部改正〔平成24年条例21号〕

説 明

- 1 議会の果たすべき事項として、活動の情報公開と説明責任について定めています。
- 2 本会議、委員会の原則公開を定めています。
- 3 法律の制度を活用し、町民の専門的識見等を議会に反映させることを定めています。
- 4 請願・陳情を町民の政策提案と位置づけ、提案者の意見を聴取する機会を設けることを定めています。
- 5 議会報告等、町民との意見交換の場を設け、政策提案の拡大を図ることを定めています。

第3章 町長と議会の関係

(議会および議員と町長等の関係)

第6条 議会審議における議員と日野町長（以下「町長」という。）および執行機関の職員（以下「町長等」という。）との関係は、常に透明性の確保と緊張関係の保持に努めなければならない。

- 2 議会の一般質問は、広く町政上の論点および争点を明確にするため、一問一答の方式で行なうことができる。
- 3 議長から本会議ならびに常任委員会および特別委員会への出席を要請された町長等は、議員の質問に対して議長または委員長の許可を得て答弁に必要な範囲で反問することができる。

一部改正〔平成24年条例21号〕

説 明

- 1 議会審議における議員と町長等との関係について定めています。
- 2 論点や争点を明確にするため、一般質問は、一問一答方式で行うことができることを定めています。
- 3 町長等は、議員の質問等に対して論点や争点を明確にするため、逆質問ができることを定めています。

(町長による政策等の形成過程の説明)

第7条 議会は、町長が提案する重要な計画、政策、施策および事業等（以下「政策等」という。）について、政策等の水準を高めるためおよび町民への情報公開のため、町長に対し、あらかじめ次の各号に掲げる事項を説明し、議会の意見を聴くよう求める。

- (1) 政策等を必要とする背景
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 町民参加の実施の有無および内容

- (4) 日野町総合計画との整合性
 - (5) 財源措置
 - (6) 将来にわたる効果および費用
- 2 議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、立案ならびに執行における論点および争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努める。

説 明

- 1 重要政策を審議する場合は、慎重かつ政策水準を高める議論を行なうため、事前に6項目の情報提供に努めるよう町長に求めることを定めています。
- 2 議会は、町長から提供された情報をもとに論点や争点を明確にし、政策等執行後の評価に役立つような審議に努めることを定めています。

(予算および決算における政策説明資料の作成)

第8条 議会は、町長が予算案および決算を議会に提出し、議会の審査に付すに当たっては、前条の規定に準じて、町長に対し、施策別または事業別の分かりやすい政策説明資料の作成に努めるよう求める。

説 明

町長が、予算案や決算を議会に提出するに当たり、前条同様に、町民の代表である議員が審議を深めやすいよう、分かりやすい説明資料の作成に努めるよう町長に求めることを定めています。

(地方自治法第96条第2項の議決事件)

第9条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第2項の規定に基づく議会の議決事項については、町政全般にわたり重要な政策等について、議会と町長が共に町民に対する責任を担いながら、計画的かつ町民の視点に立った透明性の高い町政の運営に資するため、町の基本構想および基本計画とする。

- 2 議会は、町長等が策定する、町行政の各分野における政策および施策の基本的な方向を定める計画、指針その他これらに類するものについて、町長等に対し、その概要を報告し、議会の理解を得るよう求める。

一部改正〔平成23年条例13号〕

説 明

- 1 町の基本構想および基本計画を議会の議決事項として追加し、住民自治の原則の観点から議会および町長その他の執行機関がともに町民に対する責任を担い、透明度の高い町行政を計画的に推進することを定めています。
- 2 その他主要な計画等の策定については、議会へ概要を報告し、理解を得るよう町長に求めることを定めています。

第4章 討議の拡大

(討議による合意形成)

第10条 議会は、議員による討論の場であることを認識し、議長は、議員相互間の討議を中心とした運営に努める。

2 議会は、本会議および委員会において議員提出、委員会提出および町長提出の議案に関して審議し、結論を出す場合、議員相互間の自由討議により十分な議論を尽くして合意形成に努めるとともに、その結果について町民に対して説明責任を十分に果たさなければならない。

3 議員は、前2項による議員相互間の討議を拡大するため、政策、条例および意見書等の議案を積極的に提出するよう努める。

説 明

1 議会は、討論の場であることの確認、議員間の討議を中心に運営に努めることを定めています。

2 議会は、本会議や委員会において議案審議等の結論を出す場合、議員間で十分な議論を尽くして合意形成に努めること、町民に対し結果の説明責任を果たすことを定めています。

3 議員は、自らも積極的に政策、条例、意見書等の議案を提出する努力を行うことを定めています。

第5章 委員会の活動

(委員会の適切な運営)

第11条 議会は、社会経済情勢等により新たに生じる行政課題等に迅速かつ的確に対応するため、委員会の専門性と特性を活かし適切な運営に努めなければならない。

説 明

新たに生じる行政課題等に対し、委員会の持つ専門性を活かして、適切に対応することを定めています。

第6章 議会および議会事務局の体制整備

(議員研修の充実強化)

第12条 議会は、議員の資質ならびに政策形成および立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努める。

説 明

議員の資質および政策立案能力向上のため、議員研修を充実強化することを定めています。

(災害時の対応)

第13条 議会は災害時においても、議事機関としての機能を的確に維持できるように努めるものとする。

2 災害時の議会の対応については、日野町議会業務継続計画で定める。

追加〔令和3年条例13号〕

説 明

大規模災害等の発生の際に、二代表制の一翼を担う議会機能を継続することで、町行政が復旧または状況の改善に向けて円滑かつ迅速に対応できることを目的に定めています。

(議会広報の充実)

第14条 議会は、議会と町政に対する町民の関心を高めるため、多様な手段を活用することにより、議会活動に関する広報の充実に努めるものとする。

追加〔令和3年条例13号〕

説 明

令和3年第3回臨時会において、議会広報特別委員会が常任委員会となり、議会広報の拡充を目的に定めています。

(議会事務局の体制整備)

第15条 議会は、議員の政策形成および立案能力の向上を図るため、議会事務局の調査および法務機能の充実強化を図るよう努める。

一部改正〔令和3年条例13号〕

説 明

議会、議員の政策立案機能を高めるため、事務局の体制整備と強化について定めています。

(議会図書室の設置および充実)

第16条 議会に、議会図書室を設置する。

2 議会は、議会および議員の調査研究に資するために、議会図書室の図書の充実に努め、その有効活用を図る。

一部改正〔令和3年条例13号〕

説 明

議会図書室の充実に図り、有効利用することを定めています。

第7章 議員の政治倫理、身分および待遇

(議員の政治倫理)

第17条 議員は、町民の負託に応えるため、高い倫理観が課せられていることを自覚し、町民の代表として良心と責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。

2 議員の政治倫理に関しては、別に条例で定める。

一部改正〔平成26年条例第10号・令和3年13号〕

説 明

議員は、町民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、その人格と倫理の向上に努め、常に良心に従い誠実かつ公正にその職務を行うことを定めています。

(議員定数および議員報酬)

第18条 議員定数および議員報酬は、別に条例で定める。

2 議員定数および報酬の改正に当たって、議員が提案する場合は、行財政改革の視点および他町との比較だけでなく、町政の現状および課題ならびに将来の予測および展望を十分に考慮するとともに、議員活動の評価等を勘案するため、広く町民の意見を聴取することに努める。

一部改正〔令和3年条例13号〕

説 明

1 議員定数および議員報酬は、別の条例で定めることとしています。

2 議員定数および報酬の改正は、行財政改革の側面だけでなく、町政の現状や将来展望等を踏まえて総合的に検討し、議員活動の評価等を勘案するため、広く町民の意見を聴取することを定めています。

第8章 最高規範性で見直し手続き

(最高規範性)

第19条 この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する議会に係る条例、議会規則および議会告示等（以下「議会関係条例」という。）を制定してはならない。

2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例に関する研修を行なわなければならない。

一部改正〔令和3年条例13号〕

説 明

1 議会基本条例は、日野町議会における最高規範であることを定めています。

2 一般選挙後の条例の研修について定めています。

(議会および議員の責務)

第20条 議会および議員は、この条例の理念および原則ならびにこれらに基づいて制定される議会関係条例等を遵守して議会を運営し、もって町民を代表する合議制の機関として、町民に対する責任を果たさなければならない。

一部改正〔令和3年条例13号〕

説 明

条例の理念、原則に基づき、議会が町民を代表する合議制機関としての責任を果たすことを定めています。

(見直し手続き)

第21条 議会は、必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうかを検証する。

2 議会は、前項の検証の結果、議会関係条例等の改正が必要と認められる場合は、適切な措置を講じる。

一部改正〔令和3年条例13号〕

説 明

条例の検証と対応を定めています。

付 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

付 則 (平成23年9月29日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成24年12月19日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成26年3月28日条例第10号)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

付 則 (令和3年5月18日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (令和7年5月15日条例第22号)

この条例は、令和7年6月1日から施行する。